

第3章 うるおい・安心・快適なまちづくり (生活環境部門)

第1節 調和のとれた住環境づくり

〔施策の目的〕

- 魅力的で、安全で良好な住環境が形成されていることをめざします。
- 生活を営む上で必要な居住環境を提供することをめざします。

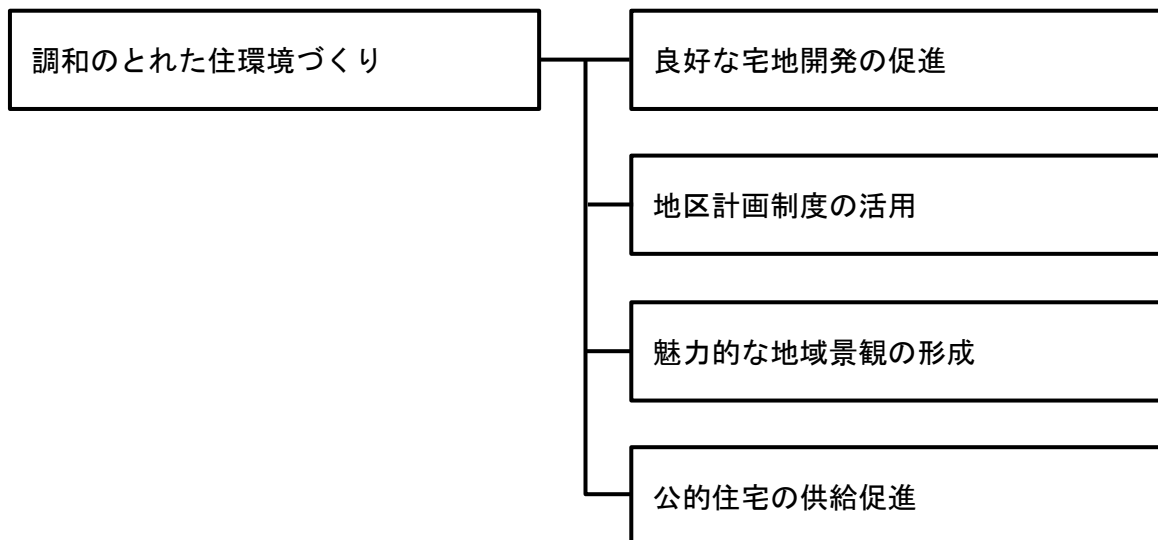
1 現状と課題

本市の市街化区域の約 72.6%において地区計画の策定ができていない状況となっています。安全で良好な住環境を形成するために都市計画法、吉川市まちづくり整備基準条例*、埼玉県景観条例に基づき、引き続き、事業を展開していく必要があります。

また、今後は、より多くの市民に規制の内容に関心を持ってもらうことが課題となっています。

さらに、魅力的な地域景観を保全するため、空家等について現状を把握するとともに対策を検討する必要があります。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 良好な宅地開発の促進

- ① 建築規制*の的確な運用を図り安全性の確保に努めます。
- ② 吉川市まちづくり整備基準条例に基づき、駐車施設の整備を誘導し、違法駐車防止に努めます。
- ③ 環境にやさしい住まいづくり、高齢者や障がい者に配慮した住まいづくりを促進します。

(2) 地区計画制度の活用

- ① 地区計画制度を啓発することにより、市民の意識を高め、良好な居住環境の形成を図ります。
- ② 地域特性を活かしたルールを定めることにより、良好な居住環境の形成を図ります。
- ③ 地区計画等を活用し、良好な景観の形成・保全、ゆとりある敷地規模の確保等、良好な市街地環境の形成を図ります。

(3) 魅力的な地域景観の形成

- ① 田園や河川等の吉川の原風景や地域の歴史・文化を伝える屋敷林、社寺、地域のシンボルなど、地域の特性に応じた多様で魅力的な景観の保全と形成に努めます。
- ② 埼玉県景観条例に基づき大規模建築物等の行為の届け出への助言を行います。
- ③ 市民との協働*による違反広告物の簡易除却を推進し地域の美化に努めます。
- ④ 吉川市空家等対策計画に基づき空家等対策を推進します。

(4) 公的住宅の供給促進

- ① 公的住宅への入居希望者に対し公的住宅の入居募集についての情報提供を行います。
- ② 国・県・都市再生機構の住宅政策を支援します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
まち並み(景観)を「よい」と回答した人の割合	%	65.2 (H28)	67
地区計画区域の指定面積	ha	509.7 (H27)	531.3

関連する市民・地域等の取組み(市民・地域等にできること、役割、期待すること)

◇都市計画法、まちづくり整備基準条例、埼玉県景観条例等を遵守し、良好な住環境の形成に努めます。

第2節 みどり豊かなまちづくり

〔施策の目的〕

○水と緑に囲まれた豊かな生活環境の実現をめざします。

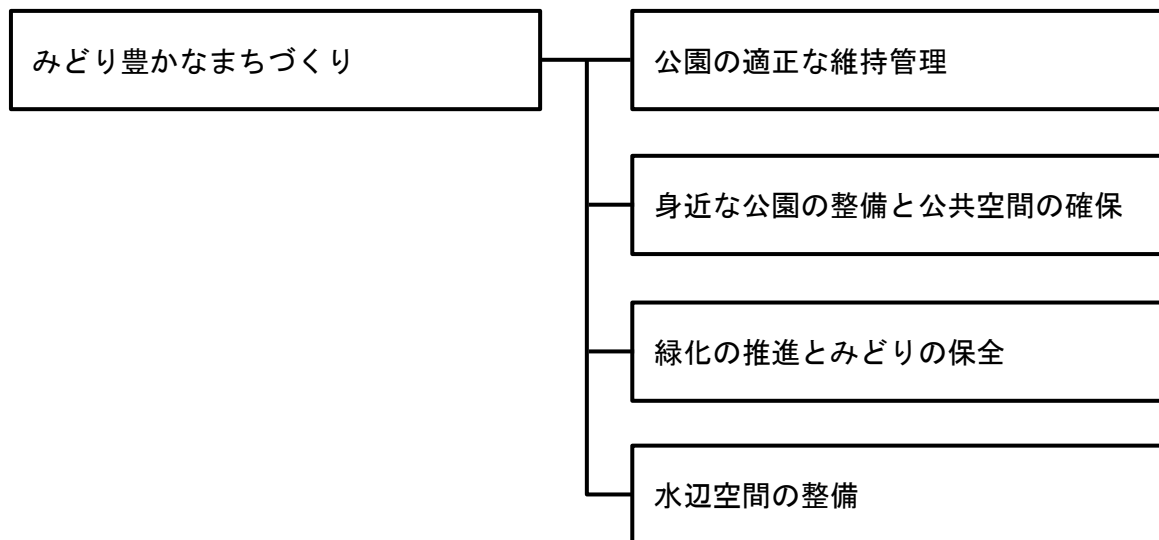
1 現状と課題

武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業地内における公園や二郷半緑道の整備が完了したことにより、公園面積が増大しました。

一方、地域の公園・緑地等を地元自治会や緑化奉仕団体に維持管理をお願いしているところではありますが、課題が残されています。

また、吉川第一土地区画整理事業地内やきよみ野地区内の公園について、開設後約20年が経過し、遊具や施設の老朽化が目につくようになってまいりました。そこで、「公園再生プロジェクト」を立ち上げ、再生に向けて新たなコンセプトを定め、維持管理費を踏まえながら遊具や修景施設等を見直していく必要があります。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 公園の適正な維持管理

- ①老朽化の進んだ施設について、計画的な修繕、改築等を行い、適切な維持管理に努めます。
- ②市民や管理団体との協働*による維持管理を推進し、公園施設が安全に利用できるように努めます。

(2) 身近な公園の整備と公共空間の確保

- ①市民に身近で親しみのある公園の整備や公共空間の確保に努めます。

(3) 緑化の推進とみどりの保全

- ①公共施設の緑化の推進、宅地開発の緑化を促進し、市内の良好な樹木、樹林の保存に努めるとともに、市民への緑化及び保全の意識の高揚を図ります。
- ②緑化活動をしている奉仕団体を支援し、緑化推進事業の充実に努めます。

(4) 水辺空間の整備

- ①河川・水路等の親水化を進め、豊かな水辺空間の整備を図ります。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
公園の整備を「よい」と回答した割合	%	65.4 (H28)	70

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

◇地域に愛される公園・緑道づくりをめざし、整備計画への参画に努めます。

◇街区公園などを地元自治会で維持管理することに努めます。

第3節 美しい水環境の創出

〔施策の目的〕

○河川や排水路等の水質が改善され、清潔で快適な水環境をめざします。

1 現状と課題

下水道への未接続者について、広報による啓発、戸別訪問等による接続依頼を実施することで、水洗化率が上がってきましたが、未だに未接続の世帯があります。公共下水道が整備された地域については、引き続き下水道への接続を促進し、水洗化を図る必要があります。

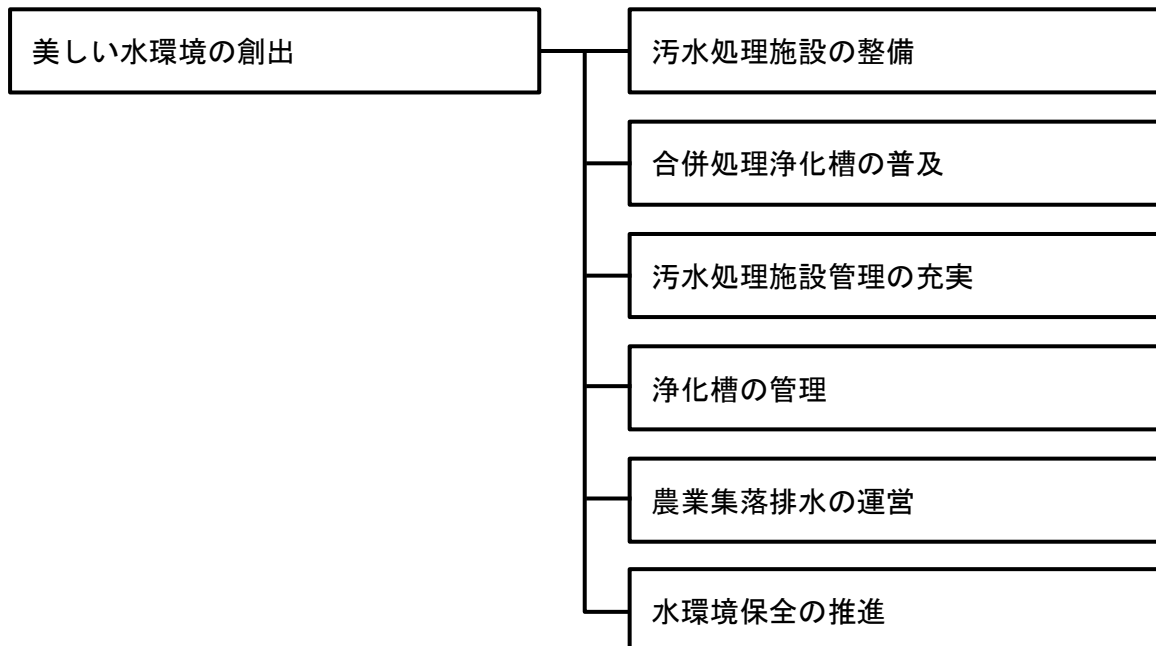
また、現在、施工中の吉川中央土地区画整理事業区域内の公共下水道への供用を順次拡大していく必要があります。

法定検査の受検率については、浄化槽設置者への個別のダイレクトメール送付等による周知啓発を進めてきたことで向上していますが、10%台前半であることから、引き続き啓発が必要です。

水質の改善については、合併浄化槽*への転換が最も重要であることから浄化槽転換*補助を行う必要があります。

さらに、「木売落しを活用した貯留施設整備」や県の事業である「大場川の河川改修」において、水に親しめる「水の郷・よしかわ」の美しい水環境創出の実現に向けて取り組む必要があります。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 汚水処理施設の整備

- ①既成市街地や吉川中央土地区画整理事業区域内等の未整備箇所の整備を推進します。
- ②吉川美南駅東口周辺地区の土地区画整理事業区域内については、計画に合わせて整備を推進します。

(2) 合併処理浄化槽の普及

- ①単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

(3) 汚水処理施設管理の充実

- ①管渠内の清掃、調査や補修等の維持管理の強化を図ります。
- ②主要な管渠について、耐震化に向けた整備を計画的に推進します。

(4) 浄化槽の管理

- ①浄化槽の維持管理について、必要な助言・指導を行います。

(5) 農業集落排水の運営

- ①施設の適正な維持管理を行い、農業集落排水の水質保全を推進します。

(6) 水環境保全の推進

- ①公共下水道、農業集落排水施設への接続により、水質の保全を図ります。
- ②広報やイベントの開催を通じて、良好な水環境保全の意識の高揚を図ります。
- ③地域住民と連携し、木売落しの清掃をはじめとした水質の浄化活動を推進します。
- ④木売落しの整備や大場川の河川改修に合わせて、水に親しめる整備の検討を行います。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
公共下水道水洗化率	%	95.3 (H27)	96.3
浄化槽法第11条検査受検率	%	11 (H27)	23

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

◇下水道供用区域で汲み取り又は単独浄化槽設置世帯は、下水道への接続に努めます。

◇浄化槽整備区域では、合併浄化槽への転換と適正な維持管理に努めます。

第4節 環境にやさしいまちづくり

〔施策の目的〕

- 市民・事業者・行政が一体となって、地球規模の環境問題に積極的に取り組む社会をめざします。
- 市民と協働で、身近な地域環境の保全に取り組み、美しい生活環境をめざします。
- 公害問題のない、環境にやさしい快適な生活環境をめざします。
- 動植物種の保護に努め、自然豊かな環境をめざします。
- 持続可能な循環型社会の構築をめざします。
- 廃棄物が適正に処理される社会をめざします。

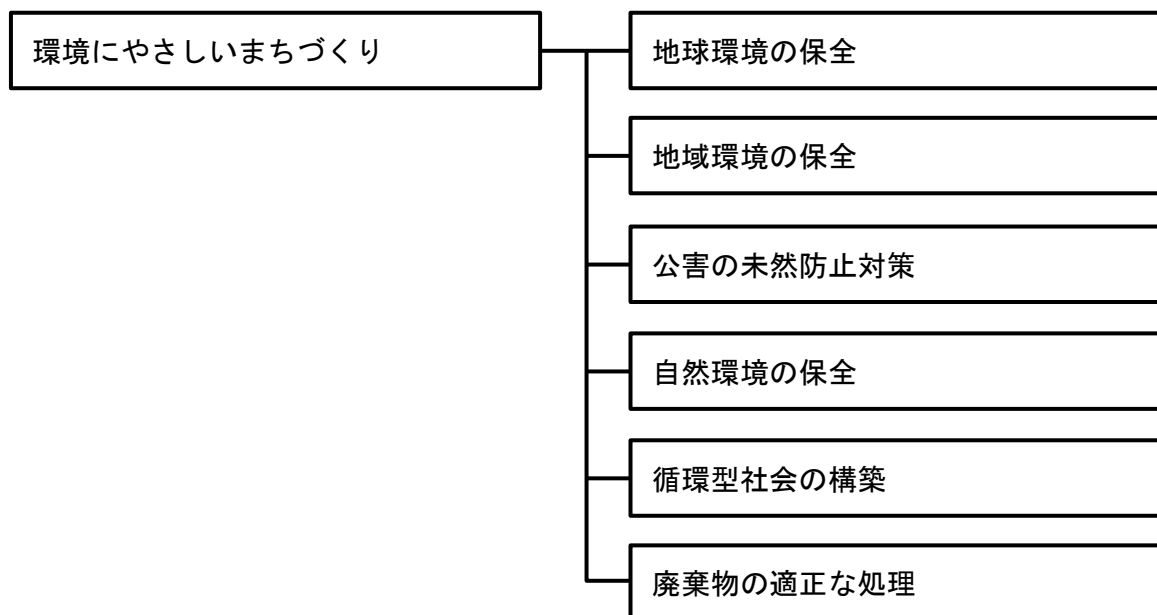
1 現状と課題

地球環境にやさしい行動についての意識は、特に節電や省エネルギーに対する関心が高く、太陽光発電設備の補助件数は、大幅に増加しました。

また、市の事業により発生する温室効果ガス*の総排出量は、上昇に歯止めがかかっています。

循環型社会の構築については、分別が概ね確立されたところでありますが、今後は雑紙回収袋を活用するとともに、様々な機会を捉え、分別排出の啓発、廃棄物の排出抑制やリサイクル意識の向上に努める必要があります。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 地球環境の保全

- ①環境保全活動や環境学習の充実を図ります。
- ②大気や水質を測定し、監視体制の充実を図ります。
- ③地球にやさしい太陽光や水素等の再生可能エネルギーの導入を促進します。

(2) 地域環境の保全

- ①身近な生活環境問題への対応に努めます。
- ②地域における自主的な美化活動を支援します。

(3) 公害の未然防止対策

- ①関係団体と連携して公害の発生源に対する適切な指導を行い、未然防止に努めます。

(4) 自然環境の保全

- ①市内に生息する動植物種の周知を図り、保全意識の高揚を図ります。

(5) 循環型社会の構築

- ①市民の3R*意識を推進するため、啓発活動、周知活動や環境教育を実施します。
- ②市民のリサイクル活動を促進するため、資源回収団体等への支援を行います。
- ③市民、事業者等への再生品利用と不要品の再使用の啓発に努めます。

(6) 廃棄物の適正な処理

- ①市民、土地所有者、行政等で協力し、不法投棄の未然防止と事後対策の推進を図ります。
- ②市民と連携した監視活動を実施します。
- ③収集区域や分別区分の変更等の検討とあわせ、効率的な収集体制の充実に努めるとともに、ごみ減量説明会等により、ごみの分別方法の周知を図ります。
- ④ごみ排出が困難な高齢者や障がい者等の世帯に配慮した収集を実施します。
- ⑤事業系ごみの排出の指導を行い、排出方法と分別の徹底を図ります。
- ⑥汲み取り世帯のし尿の適正な収集・処理に努めます。
- ⑦環境センターの計画的な修繕を実施し、適正な維持管理に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
1人1日当たりのごみ排出量	g	794 (H27)	750
吉川市環境配慮率先実行計画（エコオフィス吉川）*	t-CO2	4,800 (H26)	4,560

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

◇地球規模の環境問題から地域の環境問題まで幅広く環境問題に対する関心を高め、地球や地域にやさしい行動の実践に努めます。

第5節 災害に強いまちづくり

〔施策の目的〕

○災害が発生した時、市民の生命や財産を守れるまちをめざします。

1 現状と課題

東日本大震災の経験、埼玉県が実施した地震被害想定調査の結果や竜巻災害、近年のゲリラ豪雨*等の集中豪雨、平成27年の長時間にわたる大雨等を踏まえ、地域防災計画の見直しを行いました。災害の大規模化、激甚化を踏まえ、今後発生する災害事例や、女性、高齢者、障がいのある方など、多様な視点を取り入れながら継続的な見直しが求められています。

また、災害対策にあたっては、自然災害を防ぐ「防災」という視点から被害を減らす「減災」という視点に改め、効率的かつ効果的に市民への情報提供が行えるよう、情報通信技術の進展に対応するとともに、平常時から減災に対する個人意識の高揚、自治会や自主防災組織*などの地域における活動など、「自助」、「共助」の取組みが重要になってきています。

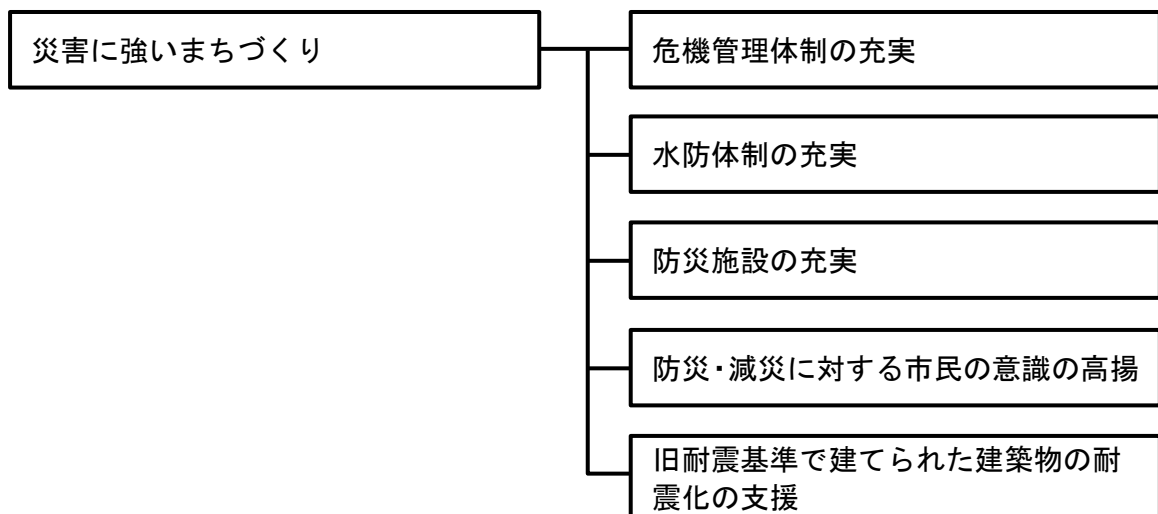
さらに、減災に向けた体制整備では、自治会や自主防災組織など地域との協力はもとより、国、県をはじめとする防災関係機関等との連携など「公助」の強化も求められています。

既存建築物の耐震化の支援に関して、耐震診断や耐震改修の補助金の拡充を図りましたが、無料耐震診断後の耐震診断や耐震改修に繋がっていないことが課題となっています。

また、今後、様々な災害について可能な限り想定して備えるための取組みが求められることから、現在の地震災害を主とした防災対策から他の災害へも視野を広げた中で施策を検討することが必要となっています。

加えて、武力攻撃事態や大規模テロ等の緊急対処事態に備えて、施策を展開していく必要があります。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 危機管理体制の充実

- ①本市において発生可能性がある地震災害、風水害、竜巻災害、雪害、火山噴火降灰災害、大規模事故災害等の災害を踏まえて、吉川市地域防災計画を見直します。
- ②減災プロジェクトなどの訓練や職員の派遣などの交流を通し、国や県との連携強化を図ります。
- ③危機管理担当の部署や専門職を配置し、危機管理体制の確立を図ります。
- ④自主防災組織の結成・育成を促進します。
- ⑤大規模災害に備え、他自治体や民間団体との応援協定を模索します。
- ⑥被災建築物応急危険度判定体制の充実に努めます。
- ⑦防災行政無線や登録制メール・SNS*等による情報発信体制の充実に努めます。
- ⑧武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態に備えて、市民の避難、避難市民の救援、災害への対処などの措置を実施するための体制を整備します。
- ⑨武力攻撃事態や大規模テロ等から市民の生命、身体、財産を守るため、国や県、関係機関と連携します。
- ⑩災害時の要配慮者の支援が迅速に行えるよう、地域での支援体制の構築を図ります。

(2) 水防体制の充実

- ①消防署や消防団、自主防災組織等と連携強化し、浸水被害の軽減に努めます。
- ②自主防災組織の結成・育成を促進します。
- ③防災気象情報を有効活用し、的確で迅速な水防対策にあたっての体制判断に努めます。
- ④水害への備えをはじめとした水害知識の周知を図ります。

(3) 防災施設の充実

- ①防災拠点である市庁舎の整備や公共施設の耐震化を推進します。
- ②防災倉庫を確保し、災害用備蓄物資や資機材の充実に努めます。
- ③吉川地区河川防災ステーション*の整備促進を図ります。

(4) 防災・減災に対する市民の意識の高揚

- ①市の減災プロジェクトの実施や自主防災組織で行う訓練の支援を行います。
- ②防災リーダー*認定講習会、出前講座の実施や防災マップ等を活用し、市民の減災知識の普及に努めます。
- ③3日以上の水食料の備蓄、家具転倒防止対策など防災減災に対する市民の意識向上を図ります。
- ④子どもたちに対しての減災教育を推進します。

(5) 旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化の支援

- ①耐震化に関する意識の啓発とともに情報の提供を行います。
- ②所有者に対し耐震診断や耐震改修の費用助成等を行い、耐震化を支援します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
自主防災組織率	%	82.74 (H27)	94
自主防災会の訓練参加率	%	5.51 (H27)	10

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

- ◇自らの生命は自ら守るという意識を持ち、日ごろから、災害に対する備えを進めるために防災マップなどの活用に努めます。
- ◇平常時より地域でお互いに助け合うことに努めます。
- ◇自主防災組織は、災害時に地域の核となるよう実践的な防災訓練の実施に努めます。

第6節 総合的な治水対策の推進

〔施策の目的〕

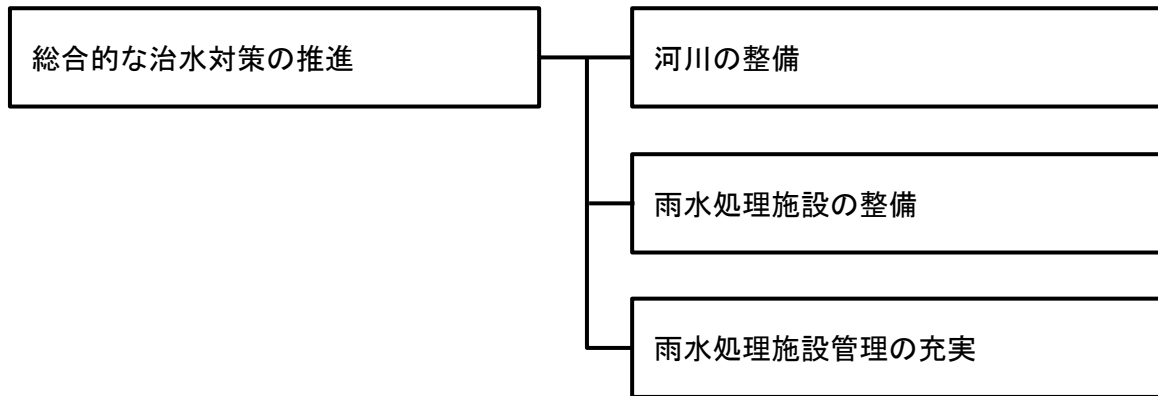
○大雨による河川の氾濫や浸水被害が発生しないまちをめざします。

1 現状と課題

一部のポンプ場施設*では稼働後20年以上が経過したことから、ポンプの交換や長寿命化計画を策定し、計画的に機械・電気設備の更新工事を実施しています。

また、平成27年9月の関東・東北豪雨の本市の状況を踏まえ、排水ポンプ設置箇所の見直しなどで浸水被害の軽減を図るとともに、引き続き、国の事業である中川河川改修と江戸川堤防強化対策、県の事業である大場川、第二大場川の河道改修において、事業の進捗が図られるよう、要望していく必要があります。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 河川の整備

- ①一級河川の江戸川や中川、大場川等の改修事業の整備を促進します。
- ②準用河川の上第二大場川や西大場川の整備を推進します。

(2) 雨水処理施設の整備

- ①吉川美南駅東口周辺地区は、土地区画整理事業*の計画にあわせて整備を推進します。
- ②土地区画整理事業の進捗にあわせ、公共下水道(雨水)整備を推進します。
- ③浸水被害が発生する区域の総合治水計画や下水道(雨水)計画を見直し、地域性にあわせた整備を実施します。
- ④開発に伴う流出抑制施設として調整池等の整備促進を図ります。

(3) 雨水処理施設管理の充実

- ①排水管や排水ポンプ場の維持管理に努めます。
- ②複数の雨水排水施設を集中管理する遠方管理システムの導入を図ります。
- ③共保・高久雨水ポンプ場の機械・電気設備の更新とあわせて耐震化に向けた計画的な整備を推進します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
浸水被害の軽減	%	56.4 (H27)	70

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

◇宅地内へ水害の軽減に役立つ貯留施設や雨水浸透柵の設置と適切な維持管理に努めます。

第7節 暮らしを支える上水道の充実

〔施策の目的〕

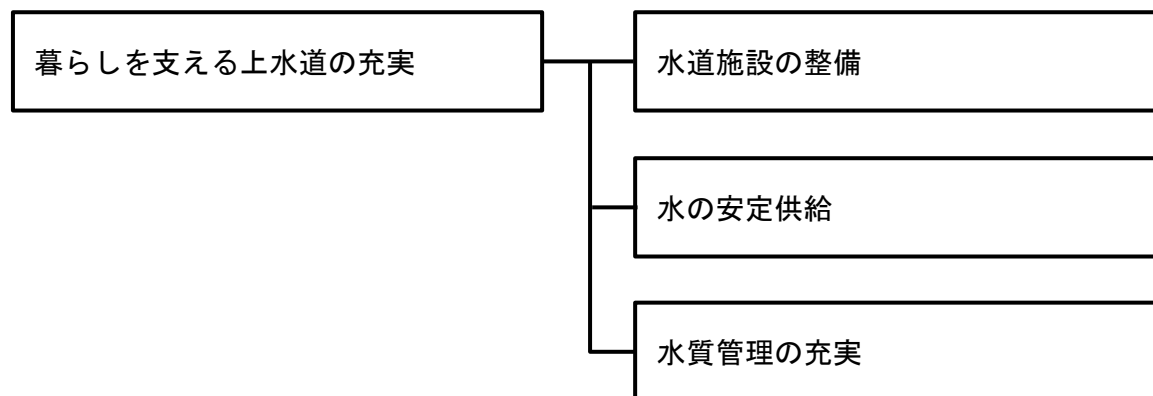
○安心・安全・おいしい水の安定した供給をめざします。

1 現状と課題

市民意識調査における「安全な水の安定供給に対する満足度」については目標値を超えており、順調に施策の取組みが進んでいます。

石綿管*の布設替えや水道施設の計画的な整備改善を進め、水道水の安定供給を図っていく必要がありますが、石綿管から耐震管への更新には多額の事業費と時間が必要となります。施策に継続的に取組んでいくために、コスト改善に努めながら、引き続き計画的に取組みを進める必要があります。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 水道施設の整備

- ①管路更新事業基本計画に基づき石綿管の布設替えを行います。
- ②施設の耐震化を進めます。
- ③市街化調整区域*における、配水管未布設区域の解消を図ります。

(2) 水の安定供給

- ①災害時等の非常時における対策と、今ある自己水源の維持等の水資源の確保を図ります。
- ②近隣市町との応急給水体制や、災害復旧対応の迅速化など、非常時対策の確立を図ります。

(3) 水質管理の充実

- ①市内の配水管末端地区において、残留塩素濃度の検査を行い水質の適正管理に努めます。
- ②地下水の水質管理を実施するとともに、水質管理体制を充実し水質向上に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
安全な水の安定供給に対する満足度	%	84.5 (H28)	90
石綿管布設替の進捗率	%	74.28 (H27)	82.59

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

◇水道事業に関する施策への協力を努めるとともに、自己の給水装置の維持管理や水の合理的な使用に努めます。

第8節 安全で明るいまちづくり

〔施策の目的〕

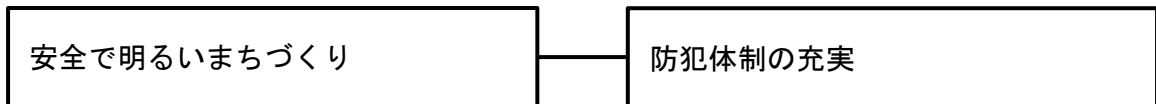
○だれもが安心して暮らせる犯罪のない社会をめざします。

1 現状と課題

防犯体制の充実に向けて、わがまち防犯隊連絡会会員による防犯パトロールが行われるなど地域での防犯活動が行われ、自治会等を通じた防犯活動や子どもの見守り活動が認知されています。一方で、防犯事業に参加したことがない市民も多くいることから、活動の広がりを図ることが課題となっています。

また、防犯灯*に関して、開発エリアへの新設とともに設置要望への対応が求められているほか、経年劣化した照明の更新や維持管理費の抑制が課題となっています。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 防犯体制の充実

- ①街頭キャンペーンや広報等を通じて、防犯意識の高揚を図ります。
- ②犯罪抑止のために、自治会をはじめ、警察や防犯協会、わがまち防犯隊等との連携を強化し、防犯活動を推進します。
- ③犯罪から子どもを守るため、子ども110番の家*の設置を促進します。
- ④新たな交番の設置について関係機関に要望するとともに、防犯活動拠点の整備充実に努めます。
- ⑤防犯灯の計画的な設置と維持管理に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
人口千人当たりの犯罪発生件数	件	11.09 (H27)	9.43 (H32)

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

- ◇生活上のルールを守り、住民同士の連携を高めることに努めます。
- ◇地域の防犯活動への協力を努めます。



< 防犯パトロール >

第9節 交通事故のないまちづくり

〔施策の目的〕

○交通事故のない安全なまちをめざします。

1 現状と課題

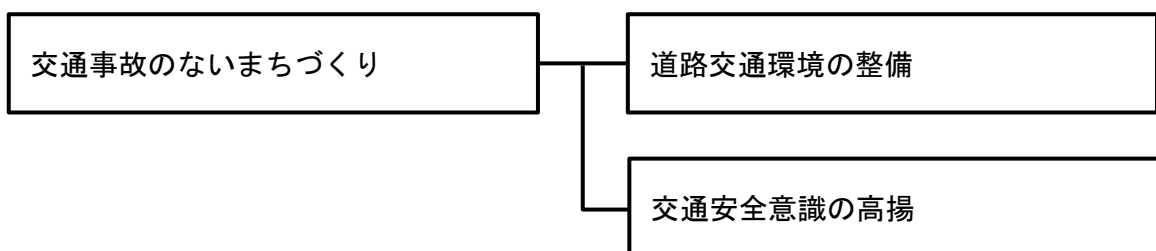
道路交通環境の整備については、信号機設置をはじめとする交通規制を公安委員会に要望し、実現されるよう努めてきましたが、実現が困難となっています。

また、自転車が集積する駅を中心に歩行環境を保全するため、放置自転車の整理、撤去と自転車駐車場の運営を行ってきましたが、引き続き自転車対策に取り組む必要があります。

道路交通法違反に対する厳罰化や取り締まりの強化等により死亡事故は減少していますが、交通事故において自転車のかかわる事故、高齢者のかかわる事故の割合が相対的に高いことから、それらを対象とした安全運転や交通安全意識を高める事業を今後も行っていく必要があります。

悲惨な交通事故を本市からなくすため、第10次吉川市交通安全計画に基づき、通学路の環境整備に力を入れるとともに、主たる交通安全施設と道路を一体的に管理するものとして、「ゾーン30事業」を実施するなど、引き続き交通環境の安全面の向上に努めていく必要があります。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 道路交通環境の整備

- ①道路環境の整備を推進するとともに、警察など関係機関と連携し、信号機や規制標識の設置等を促進します。
- ②交通渋滞や事故の原因となる車の駐車を防止するため、関係機関に取り締まりを要請するとともに、歩行者の妨害となる道路上の放置自転車等の整理、撤去対策を進めます。
- ③吉川市まちづくり整備基準条例*に基づき駐車施設の整備を推進し、違法駐車の防止に努めます。
- ④道路反射鏡、標識看板、路面標示により、道路交通の安全確保に努めます。

(2) 交通安全意識の高揚

- ①高齢者や子どもを対象に交通安全教育を推進するとともに、関係団体と連携しながら交通安全意識の高揚に努めます。
- ②交通法規講習会を行うとともに、警察など関係機関と連携し啓発活動を行います。
- ③小学校における自転車の交通安全教育を行うとともに、自転車利用者や高齢者への啓発活動を進めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
交通事故年間死傷者数	人	299 (H27)	269 (H32)
人口千人当たりの交通事故発生件数	件	4.21 (H27)	3.79 (H32)

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

◇駐車違反や路上への自転車放置は行わず、交通環境の維持、向上に努めます。

◇交通ルールを守り、交通安全意識を持ち続けることに努めます。

第10節 安心して暮らせる消防・救急体制の強化

〔施策の目的〕

- 失火による火災の発生や放火を防ぐまちづくりをめざします。
- 消防施設の整備や消防職員の技術向上、消防装備の充実をめざします。
- 救急車による医療機関への収容時間の短縮や救命率の向上をめざします。

1 現状と課題

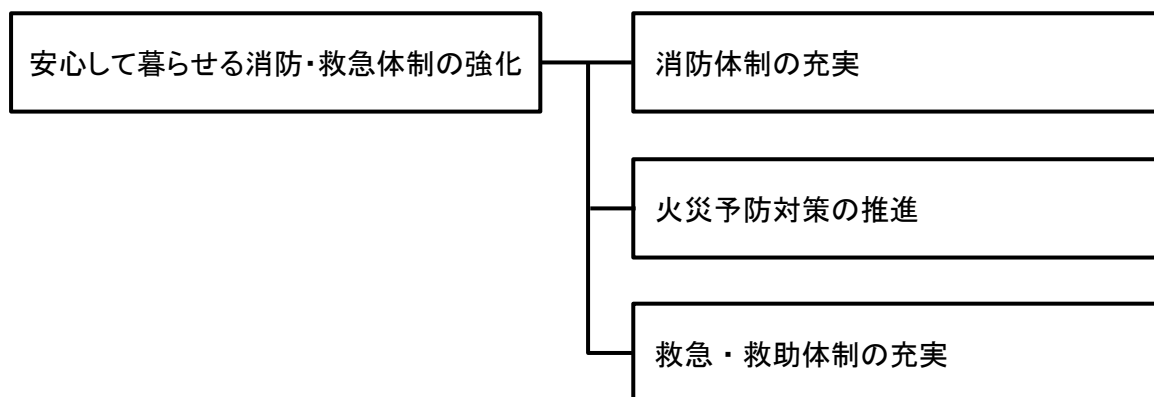
救急・救助体制の充実については、救急救命士の計画的な養成及び処置範囲の拡大に対応する研修の実施、また、管内情勢を踏まえた特別救助隊*の配置など充実化が図られました。

消防体制並びに救急・救助体制の充実においては、吉川美南駅周辺地域等を中心に管内情勢を予見し、消防施設及び人員を計画的に増強整備するとともに、首都直下地震の予測、ゲリラ豪雨*、竜巻等異常気象の発生など、常備、非常備の消防力を総合的に高めるため、消防職員の研修育成、各種装備品、資機材の充実を図り、不測の事態への対応力を強化する必要があります。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、資機材の充実や消防団機械器具置場の改築等の支援が必要となります。

火災予防対策の推進においては、さらなる普及啓発活動による住宅用火災警報器設置率の向上を図り、防火対象物及び危険物施設についても、積極的な査察、指導を実施し消防法令違反等に対する是正率の向上に努めます。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 消防体制の充実

- ① 複雑化・大規模化する災害に備えるため、消防団機械器具置場や消防水利、消防車両、各種災害対応資機材等の消防施設及び消防装備の計画的整備と維持管理を推進します。
- ② 各種災害に的確に対応するため、消防大学校や埼玉県消防学校及び各種研修会へ積極的に職員を派遣して、知識技術の向上を図ります。
- ③ 災害対応訓練を計画的に実施して、災害対応力の向上を図ります。
- ④ 消防団員を確保するとともに、女性消防団員の活用等で消防団の活性化を図ります。
- ⑤ 地震等の大規模災害に対応するため、消防団と常備消防とが連携を強化して災害対応力の向上を図ります。
- ⑥ 消防団員が防災活動のリーダーとして地域に密着した組織づくりの支援を行うなど、地域との連携体制の充実を推進します。

(2) 火災予防対策の推進

- ① 小学生を対象とする少年消防クラブ*員の育成に努めます。
- ② 自治会・自主防災組織*への消防訓練指導等を充実し、市民の火災予防知識の普及啓発を推進します。
- ③ 災害弱者を対象とした防火教育や安全指導を推進するとともに、防火設備や防災製品の普及促進を図ります。
- ④ 防火対象物及び危険物施設の立入検査を計画的に実施し、消防法令違反の是正を推進します。
- ⑤ 事業所等の消防法令違反の是正の徹底を図り、グループホーム*等における消防用設備や防火管理等の防火安全対策を推進します。
- ⑥ 消防団や消防協力団体と連携し、住宅用火災警報器の設置促進を積極的に推進します。

(3) 救急・救助体制の充実

- ① 高度化する医療技術や救急処置を習得するため病院内研修に積極的に参加し、救急隊員の資質の向上を図るとともに、救急救命士の育成を行い、救急活動体制を充実させます。また、高齢化の進展により高まる救急需要にも対応していきます。
- ② 出動件数増加に伴い市民に対し、救急事故予防と救急車の適正利用の啓発を積極的に推進します。
- ③ 特殊災害に対応する資機材を整備し、対応力を強化します。
- ④ 救急告示病院*との連携を密にし、救急患者の受入体制の充実を図ります。
- ⑤ 災害発生初期段階において、市民が適切な救命処置を行えるよう普通救命講習会*等を開催し応急手当の普及啓発を推進します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
消防力の整備指針に対する充足率 (人員)	%	88.2 (H27)	94.1
消防力の整備指針に対する充足率 (車両・署)	%	94.4 (H27)	100
住宅用火災警報器の設置率	%	73.4 (H27)	83
普通救命講習受講率	%	12.2 (H27)	20

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

- ◇ 火災予防知識を高め、失火等による火災の防止に努めます。
- ◇ 救命処置や応急手当の習得に努めます。

第 11 節 消費者保護の推進

〔施策の目的〕

- 消費者が不当に不利益を被らない社会をめざします。
- 消費者団体の活動が活性化し、自立した活動ができることをめざします。

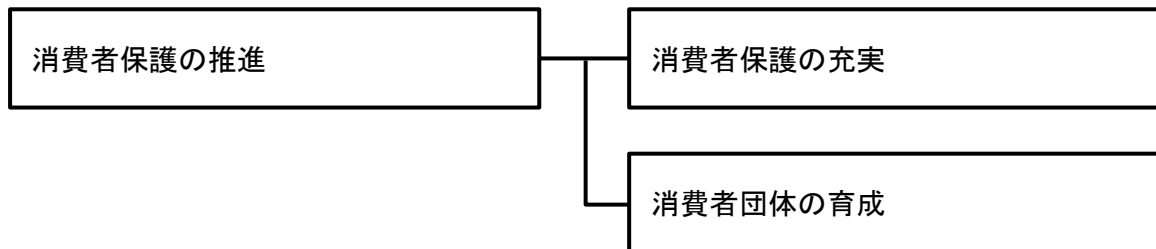
1 現状と課題

消費者相談は、ほぼ全件において解決に導く結果が得られました。

消費生活センター*の開設日は、週 4 日となっていますが、今後、週 5 日や相談時間の拡大など相談体制の充実を検討する必要があります。

また、深刻化する高齢者等の消費者被害に対し地域をあげて取組む「見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）」の行う消費者被害防止活動を推進していく必要があります。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 消費者保護の充実

- ①「消費生活センター」において、専門相談員による相談業務の充実を図ります。
また、消費生活に関する正しい知識や対策について、セミナーや広報等により啓発し、消費者被害防止を図ります。
- ②消費者が安心できる商品選択と安全を確保するため、事業者に対し検査や指導を行い、商品表示の適正化を促進します。
- ③消費者被害の早期発見と未然防止策を強化するため、「見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）の活動を推進します。

(2) 消費者団体の育成

- ①くらしの会等の消費者団体の育成に努めます。
- ②消費者団体の自主的な活動を支援し、消費者保護活動を促進します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
消費生活センター相談解決の割合	%	99.5 (H27)	100
消費生活啓発講座等実施件数（地域・学校等）	回	21 (H27)	30

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

- ◇消費生活に関する正しい知識を養い、消費者被害の未然防止に努めます。
- ◇事業者は、商品表示の適正化に努めます。
- ◇消費者団体は、消費者の安全と消費生活の改善、向上を図るための活動に努めます。



< 避難所開設訓練 >